

## 賃金規程

### (目 的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人こども未来ネットワーク（以下「当法人」という）就業規則第15条にもとづき、職員に対する賃金の決定、計算および支払の方法、締切および支払の時期に関する事項などを定め、賃金制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の職員について適用する。

2 パートタイマーその他の臨時に採用された者などの賃金については、別に定める。

### (賃金の定義)

第3条 この規程で賃金とは、基準内賃金その他労働の対償として支払うものをいう。

### (賃金の体系)

第4条 本規程に定める賃金の体系は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外勤務手当

### (基本給)

第5条 基本給は日給月給とする。

### (計算期間)

第6条 賃金は、毎月1日から末日までの1か月を計算期間として計算する。

### (支払日)

第7条 賃金の支払日は、毎月末日とする。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日の金融機関の営業日に支払うものとする。

### (支払方法)

第8条 賃金は、通貨により支払う。ただし、職員が希望した場合、職員が指定した銀行その他の金融機関の本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払うことができる。

2 賃金の口座振込を受けようとする職員は、あらかじめ別に定める手続きにより、振込を受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

### (控 除)

第9条 賃金支払の際には、次に掲げるものを控除する。

- (1) 所得税
- (2) 地方税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料

(通勤手当)

第 10 条 所定の公共交通機関を利用して通勤する者に対しては、1 か月分の通勤定期券の実費相当額（非課税限度額内）を支給する。

- 2 乗用車および自動二輪車で通勤する者に対しては、鳥取県職員の給与に関する条例第 10 条 2 項の(2)に準ずる
- 3 徒歩および自転車で通勤する者に対しては支給しない。

(時間勤務外手当)

第 11 条 所定の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた者に対して時間外勤務手当を支給する。

- 2 時間外勤務手当は、労働基準法に定められた率の割増額を支給する。

附 則

本規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

本規程は、平成 31 年 3 月 4 日から改訂施行する。